

テック・バンク 利用規約

「テック・バンク利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、ワイエムコンサルティング株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する技能承継支援サービス「テック・バンク」（サービスの名称又は内容が変更になった場合には当該変更後のサービスを含むものとし、以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。

第1章 総則

第1条 （定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとします。

（１）「契約者」

本規約に基づき、本サービスの提供を受ける会社その他の法人等の団体をいいます。

（２）「利用者」

本契約に基づいて契約者が承認し、当該承認に基づいて本サービスを利用することができる者をいいます。

（３）「契約者等」

契約者及び利用者をいいます。

（４）「本契約」

本規約に基づいて、当社と契約者との間で成立した本サービスの利用契約をいいます。

（５）「登録情報」

契約者が当社に登録する名称、住所、電子メールアドレス、パスワードその他当社が契約者に本サービスを提供するために必要な情報をいいます。

（６）「端末機器」

本サービスを利用するために必要となるコンピュータ、スマートフォン、タブレット等のハードウェアをいいます。

（７）「本ソフトウェア」

本サービスの機能の一部を利用するためにインストールが必要となるソフトウェアをいいます。

（８）「本サービス用設備」

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。

（９）「消費税等」

消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課をいいます。

（１０）「ID」

契約者等とその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。

(11)「パスワード」

仮パスワード、正式パスワード、その他 ID との組み合わせにより、契約者等とその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。

(12)「契約者コンテンツ」

契約者が、本サービスの利用に関連してアップロードしたデータ、テキスト、写真、画像、イラスト、アイコン、商標、ロゴ、音声及び動画等であって、契約者が所有又は保有するコンテンツをいいます。

(13)「利用開始日」

第7条の規定による契約の成立日をいいます。

(14)「システムサポート」

本サービスのシステム利用に関する契約者から当社への問い合わせに対し、電子メールにより解決方法の提示又は助言を当社から契約者へ提供することをいいます。

第2条（本規約について）

1. 当社は、本規約に基づいて、本契約の内容にしたがって本サービスを提供し、契約者は本契約の内容にしたがってこれを利用するとともに、利用者として本契約の内容を遵守させるものとします。

2. 当社は、当社が提供する個別のサービスにおいて個別の規約やガイドライン（以下総称して「個別規約」といいます。）を定めます。個別規約は、名称のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

3. 本規約と個別規約が矛盾する場合には、個別規約の内容が優先するものとします。なお、個別規約に定めのない事項については本規約が適用されるものとします。

4. 本規約及び個別規約（以下総称して「本規約等」といいます。）の一部の規定の全部又は一部が法令等に基づいて無効と判断された場合であっても、当該無効部分以外の部分及び本規約等のその他の規定の有効性には影響がないものとします。なお、本規約等の一部が特定の契約者との間で無効とされるか又は取り消された場合でも、本規約等はその他の契約者との関係では有効であるものとします。

5. 当社が本規約等上の権利を行使しない場合においても、当社が当該権利を放棄したことを意味するものではありません。

第3条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、本契約に特段の定めがない限り、当社が運営する Web サイトに掲載する方法、登録情報の宛先に対して電子メールを送信する方法、その他当社が適切と判断する方法により行います。ただし、通知はいずれか 1 つの方法のみで足りるとします。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を前項の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ前項の Web サイトに掲載がなされた時点、電子メールを

送信した時点、その他当社が別途定める時点から効力を生じるものとします。ただし、効力が生じるのはいずれかの方法において、最も早く発信した時点のものとする。

第4条（本規約等の変更）

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、当社の判断において、本規約等をいつでも変更できるものとします。本規約等が変更された後の本サービスの提供条件は、当社が明示的に別段の措置を講じた場合を除き、変更後の本規約等によるものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合には、本規約等の変更日までに、変更後の本規約等の内容を、当社が運営する Web サイトに掲載する方法で契約者に通知するものとします。ただし、変更が軽微で契約者に特段の不利益を及ぼすものではないと当社が判断した場合には、この限りではありません。

3. 変更後の本規約等は、当社が別段の定めをした場合を除き、当社が運営する Web サイトに掲載された変更後の本規約等に記載された変更日時点より効力を生じるものとします。契約者が、本規約等の変更の効力が生じた後に本サービスを利用した場合には、変更後の本規約等のすべての内容に同意したものとみなされます。

第2章 本サービス

第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、技能承継支援システム「テック・バンク」を用いたコンサルティングサービスです。本サービスでは、以下の内容を提供します。

- ①契約者等が技能承継支援システム「テック・バンク」を利用するための導入支援
- ②当社が設置するサーバに契約者等がインターネットを利用してアクセスする技能承継支援システム「テック・バンク」の提供
- ③技能承継に関する情報提供や技能承継支援システムの利用に関するサポート（システムサポート）

2. 本サービスの機能の一部には、本ソフトウェアが必要なものがあります。当社は、契約者等が本規約等を遵守することを条件として、本サービスを利用する目的に限り、本契約の有効期間中、本ソフトウェアの利用を契約者に非独占的に許諾します。

3. 当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、当社ホームページ「テック・バンク」のサービス紹介ページに定めるとおりとします。ただし、当社は、本サービスの全部又は一部について、契約者の承諾なくいつでも変更し又は終了することができるものとします。なお、これらの当社の措置につき、契約者は異議を申し立てることはできず、当該措置により契約者に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。ただし、本規約の他の条項に抵触する場合は、他の条項を優先させることといたします。

4. 当社が推奨する本サービスを利用するための推奨環境は、当社ホームページ「テック・バンク」のサービス紹介ページに定めるとおりとします。契約者は、当該推奨環境の下で本サービスを利用するものとします。

5. 当社は、本サービスで提供する技能承継支援システム「テック・バンク」の機能追加、改善を目的として、当社の判断において、本サービス及び本ソフトウェアの機能、インターフェイス、セキュリティ、可用性、コンテンツその他一切の情報を変更する（以下総称して「本アップデート」といいます。）ことがあります。当社は、契約者に対して事前に通知し又は事前に承諾を得ることなく、当社が定める方法により本アップデートを提供できるものとします。ただし、当社は、本アップデートを行う義務を負うものではなく、また本アップデートによって、本アップデート前の本サービスの機能及び性能が維持されることを保証するものではありません。

6. 本サービスを構成する有形及び無形の構成物（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像及び文章等の関連ドキュメント等を含む。）に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権を含む一切の知的財産権その他の権利は、当社又は当社に対して当該権利の利用を許諾した第三者に帰属します。契約者は、本規約等及び本契約に基づいて本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではありません。

7. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部について、当社の判断において、第三者に委託（当該委託の相手方を以下「委託先」といいます。）することができます。

第6条（サービスレベル）

1. 当社は、当社ホームページ「テック・バンク」のサービス紹介ページにおいて当社が契約者に提示する基準（以下「サービスレベル」といいます。）を満たすよう本サービスを提供します。

2. 当社は、サービスレベルの各指標について、当社の判断において変更できます。

3. 契約者は、当社が前項の各指標に違反した場合であっても、本規約等の規定によって免責されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第7条（本契約の成立）

1. 本サービスの利用申込者（以下「申込者」といいます。）は、当社が定める方法により、本サービス利用のための申込み（以下「申込み」といいます。）を行うものとします。

2. 本契約は、当社が申込みに対して当社が定める方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、申込者は本規約の内容を承諾の上、当該申込みを行うものとし、申込者が申込みを行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

3. 申込者が本条の規定に基づいて申込みをする場合には、当該申込みは、本契約の締結に関し、申込者である会社その他の法人等の団体の適法かつ正当な授権に基づくものとみなします。

4. 当社は、前各項その他本規約等の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾せず又は承諾を留保することができます。

- (1) 申込者が実在しないとき
- (2) 当社が申込者に送信した電子メール等が到達しなかったとき
- (3) 当社が申込者に対して申込時に提供を求める情報について、虚偽の記載、誤記又は記載漏れがあったとき
- (4) 申込者が過去に技能承継支援サービス「テック・バンク」の利用申込書に記載されているサービス導入費用やオプションを含めた月額料金(合計)の支払いを遅延し又は不正に免れようとしたことがあったときあったとき
- (5) 申込者が本契約に違反したことを理由として、当社から本契約を解除されたことがあったとき
- (6) 申込者における本サービスの利用目的が、本サービスの評価、解析その他本来の目的と異なるものであると疑われるとき
- (7) 当社が運営する本サービス以外のサービスにおいて、当該サービスにおける規約等に違反したことにより、申込者が当社から処分等を受けているとき
- (8) 申込者が第26条第1項各号のいずれかに該当し又は同条第2項各号の規定に該当する行為を行ったとき
- (9) その他当社が不適切であると判断する相当の理由があるとき

5. 前項の規定に基づいて、当社が申込みを承諾せず又は承諾を留保する場合には、その旨を申込者に通知します。ただし、当社は、承諾をしなかったこと又は承諾を留保したことによる一切の責任を負いません。

6. 契約者は、第27条の規定による場合を除き、本条第2項の規定に基づいて本契約が成立した時点以降は、申込みのキャンセルをすることはできないものとします。

第8条 (本契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間(以下「本期間」といいます。)は、契約者による本サービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)から1年間とします。

契約者による本サービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)から1年間とします。

2. 本期間満了日の1か月前までに、契約者から当社に対して、当社が指定する方法で解約の申出がなされない場合には、本契約は、本期間満了日の翌日を契約更新日として同内容で1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。なお、本項の規定に基づいて本契約の更新がなされた場合において、契約者が本契約を解約しようとするときは、第27条の規定によるものとします。

第9条 (自己責任の原則)

1. 契約者が使用する端末機器、本サービスに接続する電気通信回線、その他契約者の利用環境については、契約者が自己の費用と責任において確保及び維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用及び本サービスにおける一切の行為(情報の登録、閲覧、削除及び送信等を含みますが、これらに限られません。)及びその結果について、一切の責

任を負うものとします。

3. 契約者は、契約者コンテンツが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものとします。

4. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、自己の責任と費用をもってこれを処理及び解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても、同様とします。

5. 契約者は、契約者が自己の責に帰すべき事由（本規約等の規定に違反することを含みますが、これに限られません。）により当社に損害を与えた場合には、当社に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第10条（利用者及び管理責任者）

契約者は、本契約の範囲内で利用者を定め、利用者に対して ID を付与します。なお、契約者は、利用者への ID 付与及び利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとします。

第11条（ID 及びパスワード）

1. ID 等は、当社が定める方法及び使用条件に基づいて、契約者自身が利用者に付与するものとします。

2. 契約者等は、ID 等を不正使用されないよう厳格に管理（パスワードの定期的な変更を含みますが、これに限られません。）するものとします。

3. 契約者等は、ID 等が不正に使用されているか又は不正に使用される可能性があることを認識した場合には、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

4. 契約者等は、いかなる場合であっても、当社が定める方法及び使用条件によることなく、ID 等を第三者に利用させ又は開示、貸与、譲渡、質入れ若しくは売買等を行うことはできないものとします。

5. 契約者等による ID 等の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及び第三者が損害を被った場合は、契約者が責任を負う

6. 第三者が契約者等の ID 等を用いて本サービスを利用した場合、当該利用は契約者等による利用とみなされるものとし、当該利用により当社が損害を被った場合には、契約者等は当該損害を賠償するものとします。

第12条（登録情報の変更）

1. 登録情報に変更が生じた場合には、契約者は、速やかにその内容を当社に通知するものとします。変更事項によっては、当社は、当該変更事項を証明する資料の提出を契約者に求めることができます。

2. 前項の通知がないことによって、当社からの通知等が延着し又は到達しなかった場合であっても、当該通知等は通常到達すべき時に到達したものとみなされるときに、当社はこ

これらの事由により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

第13条（本サービスの利用料）

本サービスの利用料は、以下の通りです。

- ①技能承継支援サービス「テック・バンク」利用申込書に記載されている導入費用
- ②技能承継支援サービス「テック・バンク」利用申込書に記載されているオプションを含めた月額料金（合計）になります。

第14条（システムサポート）

1. 当社は、システムサポートを以下の要領で提供するものとします。

- （1） 問い合わせ方法：当社 HP の問い合わせページに掲載している問い合わせフォームの URL よりお問い合わせください。
- （2） 受付時間 平日 9：00～17：00（ただし土日祝祭日、当社休業日を除く）
- （3）システム障害などの対応については、原則システムサポートの受付時間内に対応いたします。システム障害の対応に時間を要する場合は、別途通知いたします。

2. 問い合わせ内容によっては、回答に時間を要することがあります。

第15条（再委託）

当社は、本サービス及びサポート業務の全部又は一部を、第三者に再委託できるものとします。この場合、第22条の規定に基づく義務を当該第三者に課したうえで、当該第三者に対し秘密情報または利用者データを開示するものとします。

第16条（本サービスの中断）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、契約者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- （1）本サービス用設備の保守及び点検を定期的に又は緊急に行う場合
- （2）火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- （3）地震、噴火、洪水、津波等の天災地変により本サービスの提供ができなくなった場合
- （4）戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- （5）その他、運用上又は技術上、本サービスの一時的な中断が必要であると当社が判断した場合

2. 前項に掲げる事由により、本サービスの全部又は一部の提供に遅延又は中断が発生し、契約者が本サービスを利用できなかったとしても、当社は、これに起因して契約者及びその他の第三者が被った損害に関し、本規約等で特に定める場合を除き、一切の責任を負いません。

第17条（本サービスの廃止）

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、当社の判断において、本サービスの全部又は一部をいつでも廃止できる権利を有します。

2. 本サービスの全部又は一部を廃止する場合には、当社は、あらかじめ契約者に対して通知します。ただし、当社において商業的に合理的な努力をもってしても予期

できない事由又は法令及び規則の制定及び改廃若しくは天災地変等のやむをえない事由がある場合には、この限りではありません。

3. 本条の規定に基づいて、本サービスの全部又は一部が廃止された場合には、当社は、当該廃止による結果について、一切の責任を負いません。

第18条（非保証及び免責）

1. 当社は、本規約等で特に定める場合を除き、明示的か否か又は法令若しくはそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行わず、これらに起因して契約者等及びその他の第三者が被った損害に関し、一切の責任を負いません。

2. 当社は、次の各号に掲げる事由により契約者等及びその他の第三者に発生した損害については、一切の責任を負いません。

（1）戦争、紛争、革命、暴動、騒動、テロ行為、伝染病、火事、水害、地震、天災、爆発、禁輸措置等の政府機関の行為、ストライキその他の労働争議、インターネットの利用不能や不安定、停電又はその他の不可抗力

（2）本サービスのデータセンター等の設備の障害

（3）本サービスの定期的な保守及び点検又は緊急の保守及び点検作業

（4）当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

（5）本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

（6）電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合により発生した損害

（7）契約者等が利用するインターネット接続サービスの不具合等の契約者等の接続環境の障害

（8）情報端末ほか契約者等が利用するハードウェアの品質不良、スペック不足その他ハードウェア同士の相性等の不具合

（9）情報端末の OS のほか契約者等が利用するソフトウェアの品質不良、スペック不足、設定不良、その他ソフトウェア同士の相性等の不具合

（10）裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令に基づく強制的な処分

（11）その他当社の責に帰すべき事由以外の原因

3. 当社は、本サービスがすべての端末機器に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する端末機器の OS バージョンアップ等に伴い、本サービスの動作等に不具合が生じる可能性があることについて、契約者等はあらかじめこれを了承するものとします。なお、当社は、当該不具合が生じた場合に、当社が行うプログラムの修正等によって当該不具合が解消されることを保証するものではなく、当社は当該不具合に起因して契約者等及びその他の第三者が被った損害に関し、一切の責任を負いません。

4. 当社は、契約者等が本サービスを利用して作成した契約者コンテンツ（翻訳機能の正確性等）の内容につきましては、一切の責任を負いません。

5. 当社は、契約者等が本サービス又は契約者コンテンツを利用することにより契約者等と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負いません。

6. 前1～5項の規定にかかわらず、契約者が被った損害が当社の故意又は重過失に基づくものであった場合には、当社は当該損害の損害賠償責任を負うものとします。

7. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合には、当社は、契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害に限り賠償責任を負うものとします。ただし、賠償の範囲は、契約者から当社に対して支払われた技能承継支援サービス「テック・バンク」利用申込書に記載されたオプションを含めた月額料金（合計）を上限とします。なお、本項の規定は、当社が契約者に対して負うすべての損害賠償責任に適用されるものとします。

第19条（禁止行為）

1. 契約者等は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

（1）法令に違反する行為

（2）裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為

（3）公序良俗に反する行為

（4）本規約等の規定に違反する行為

（5）第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

（6）第三者の肖像権、プライバシー権等の人格権及びパブリシティ権その他第三者の権利を侵害する行為

（7）他の契約者による本サービスの利用を妨害する行為

（8）逆コンパイル、逆アSEMBル、リバースエンジニアリングその他の方法により、本サービス及び本ソフトウェアのソースコードの解析を試みる行為

（9）本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為

（10）本サービスに損害を与え、これを使用不能にし、これに過度な負荷を与え、又はこれを害する方法で本サービスにアクセスする行為

（11）第三者のIDを使用する行為又はその入手を試みる行為

（12）本サービスのシステム又は他の契約者コンテンツに対して、許可されないアクセスを試みる行為

（13）本サービス上の他の契約者コンテンツを改ざんし若しくは完全性を損なう行為

（14）本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん若しくは消去する行為

（15）ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

（16）第三者の設備等又は本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為

（17）本サービスの提供を妨害する行為

（18）わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為

（19）必要とされない又は許可されない広告、プロモーション資料、ジャンクメール、ス

パム、チェーンメール、マルチ商法、アフィリエイトリンク等の勧誘行為のアップロード、
掲示、電子メール送信、又はその他の方法でこれらを提供する行為

(20) 本サービスの品質、性能若しくは機能の測定その他のベンチマーク、競合する製品
若しくはサービスを開発する目的、又は本サービスの特徴若しくは機能を模倣し又は複製
する目的で、本サービスにアクセスする行為

(21) 当社が定める方法及び使用条件によることなく、第三者から対価を得て本サービス
の ID 等を第三者に利用させる行為

(22) 本項各号に該当するおそれがあるか、又は本項各号の行為を直接若しくは間接に助
長するか若しくはこれらに類する行為

(23) その他当社が不適切であると判断した行為

2. 契約者等は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当
する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

第20条 (契約者コンテンツの保護)

1. 契約者コンテンツに関する著作権等の知的財産権は、契約者に帰属します。

2. 当社は、契約者の承諾がない限り、次の各号に掲げる行為をしないものとします。

(1) 契約者コンテンツを閲覧及び改変する行為。

(2) 契約者コンテンツを本サービス以外で使用する行為。

(3) 契約者コンテンツを第三者に対して開示する行為。ただし、法令、証券取引所規則又は
証券業協会規則の規定に基づいて開示を要求された場合、又は裁判所、監督官庁又は捜査
機関等の公的機関から開示を要求された場合は、この限りではありません。

(4) 契約者コンテンツにアクセスする行為。ただし、本サービスの提供（保守及び改良を
含みますが、これらに限られません。）、又は営業上若しくは技術上の問題の防止若しくはそ
の対応（以下総称して「本サービスの提供等」といいます。）に必要な場合、契約者による
本サービスの利用をサポートするために必要な場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、契約者からの依頼により、サービス利用を支援するために、契約者コンテン
ツを改変する場合、その結果については責任を一切負わないものとします。

第21条 (データのバックアップ)

1. 当社は、契約者コンテンツの保存義務を負うものではなく、契約者は、本サービスの利
用に関連して入力、提供又は伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保存し
ておくものとします。

2. 当社は、本サービスを提供する設備等の故障、障害、誤操作等による契約者コンテン
ツの滅失からの復旧を目的として、契約者等が入力及び登録したデータを当社の定める内容
にて提供します。ただし、当社は、すべてのデータが当該機能によって保存及び復元される
ことを保証するものではありません。

3. 前条の規定にかかわらず、本サービスの提供等に必要な場合には、当社は、本サービス
の提供等のためのバックアップを目的として、必要な範囲において、本サービス用設備内の

サーバに保存された契約者コンテンツ及びデータベースを複製することができます。

第3章 一般条項

第22条（秘密保持）

1. 契約者及び当社は、本契約に関して相手方から秘密である旨を明示して開示された相手方の技術及び営業等に関する情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の承諾なく第三者（ただし、契約者の秘密情報については、委託先を除く第三者とします。）に開示してはならないものとします。ただし、次の各号に掲げるものについては、秘密情報には該当しないものとします。

（1）相手方から開示された時点において秘密情報の開示を受ける当事者（以下「受領当事者」といいます。）が既に有していた情報

（2）相手方から開示された時点において既に公知の情報

（3）相手方から開示された後に受領当事者の責によらない事由によって公知となった情報

（4）相手方から開示された後に受領当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

（5）秘密情報を用いることなく受領当事者が独自に開発した情報

2. 受領当事者は、秘密情報を本サービスの利用又は提供以外の目的で利用してはならないものとします。

3. 前2項の規定は、受領当事者が、法令、証券取引所規則又は証券業協会規則の規定に基づいて開示を要求された場合、又は裁判所、官公庁又は捜査機関等の公的機関から開示を要求された場合には、適用されないものとします。

4. 受領当事者は、本条第2項の目的のために必要な範囲に限り、秘密情報を含む文書、電子媒体及びその他有形物、並びに受領当事者が管理する電子媒体に記録された秘密情報を複製できるものとします。なお、この場合、受領当事者は、当該複製物を秘密情報と同様に管理及び保持するものとします。

5. 本条の規定は、本期間終了後、1年間有効に存続するものとします。

第23条（個人情報の取扱い）

当社は、当社の定めるプライバシーポリシーに基づいて、契約者等の個人情報を管理及び保護します。

第24条（当社による情報利用）

当社は、本サービス及び本ソフトウェアの品質や満足度の向上を図る目的で、登録情報、本サービスの利用実績に関する情報、ログデータ等を用いた統計分析情報を作成及び利用することができます。

第25条（権利及び義務の譲渡等の禁止）

契約者は、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく権利及び義務の全部又

は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し又はその他の処分をすることができないものとします。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、自己若しくは自己の役員、重要な地位の使用人、又は経営に実質的な影響力を有する株主が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）

（2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

（3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

（4）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

（5）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

（6）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. 契約者及び当社は、相手方が前2項のいずれかの規定に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また通知又は催告等何らの手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

4. 契約者又は当社は、前項の規定に基づく解除により相手方が被った損害について、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第27条（契約者による解約）

契約者は、当社が定めた解約申込書により、解約希望日の1か月前までに当社に届出することにより、本契約を解約することができます。

第28条（解除及び本規約等違反に対する措置等）

1. 当社は、契約者が次の各号に掲げるいずれかに該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の判断において、契約者に対する何らの通知又は催告なく、当該

契約者に対して、本サービスに掲載された情報の全部若しくは一部の削除、本サービスの利用の一時停止若しくは制限（本契約の更新の拒絶を含みます。）及び ID の削除を含む本契約の解除等の措置のいずれか、又はこれらを任意に組み合わせた措置（以下総称して「利用停止等」といいます。）を講じることができます。ただし、当社は、契約者が次の各号に掲げるいずれかに該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合に、利用停止等の措置を講じる義務を負うものではありません。

（１）本規約等の規定に違反したとき

（２）第 7 条第 4 項各号のいずれかに該当するとき

（３）当社に提供された情報の全部又は一部について虚偽の事実があることが判明したとき

（４）支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これらに類する手続の申立があったとき、電子交換所の取引停止処分を受けたとき、自己を債務者とする差押、仮差押、仮処分の命令の申立があったとき、競売の申立があったとき、公租公課の滞納処分を受けたとき、又はこれらに準じる財産状態の悪化若しくは悪化するおそれがあると認められるとき

（５）本規約等に基づいて保証した事項が事実でなかった等、詐術その他背信的行為があったとき

（６）契約者又は契約者の代理人、代表者若しくは利用者を含む従業員等が法令に違反した場合等、当社の信用を毀損するおそれがあると当社が判断したとき

（７）技能承継支援サービス「テック・バンク」利用申込書に記載されたサービス導入費用またはオプションを含めた月額料金（合計）の支払を怠ったとき

（８）その他本契約を継続できないと当社が判断する相当の事由があるとき

2. 契約者は、利用停止等の後も、当社に対する本契約及び本規約等上の一切の義務及び債務を免れるものではありません。

3. 当社は、本条の規定に基づいて当社が行った措置により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 29 条（契約終了後の処理）

1. 契約者等は、終了原因のいかんにかかわらず、本契約が終了した場合には、直ちに本サービスの利用を終了するものとし、以後本サービスを利用することはできないものとします。

2. 前項の場合において、契約者は、本サービスの利用にあたって当社から提供を受け、端末機器等に格納されたソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の複製物を含みます。）について、契約者の責任で消去するものとします。

3. 第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、本サービスの運営上、本サービス上のデータを当社が保存している場合であっても、終了原因のいかんにかかわらず、本契約が終了した場合には、当社は、契約者等に通知することなく、契約者コンテンツや登録情報等の契約者等に

関する情報（第 21 条の規定に基づく複製データを含みますが、本サービスの利用実績に関する情報及び契約者等による操作ログは含みません。）を消去します。この場合、当社は、当該消去によって契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 30 条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

第 31 条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 32 条（協議事項）

本規約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、当社と契約者が誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

以上